

## 設立認可申請書類作成上の注意

- 1 用紙はA4版を縦に用い、左横書き左綴じとする。
- 2 書類の作成は、原則としてパソコン等により作成すること。
- 3 使用文字は、原則として常用漢字とする（略字は使用しない）こと。
- 4 書類は、1部提出すること。
  - (1) 法人事務所が鹿児島市の場合………県保健医療福祉課に1部提出する。
  - (2) 法人事務所が鹿児島市以外の場合……保健所（地域振興局・支庁）に1部提出する。
- 5 証明書や謄本類は、全て原本を添付すること。
- 6 添付書類は、それぞれ別葉とする（種類の異なる書類を、表裏に記載しない）こと。
- 7 証明書類がA4版より小さい場合は、台紙に貼付すること。なお、その場合は、設立代表者印で割印すること。
- 8 書類は、別途知事が定める日までに4の提出先に必着するよう提出すること。

### 【本県の取扱い：年2回認可】

	5/末	6/末	8月中	10/1～		11/20	12/20	2月中	4/1～
1 回 目	事前協議期限	申請書提出期限	県医療審議会へ諮問 認可	法人スタート	2 回 目	事前協議期限	申請書提出期限	県医療審議会へ諮問 認可	法人スタート

※ 期限の末日が県の休日である場合は直前の平日に繰り上げる。